

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の重点施策の実施状況

資料4-2

◎：実施 ○：概ね実施 △：一部実施が難しかったもの ×：未実施

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画 計画の基本方針と重点施策	実施状況	達成度
<b>方針1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進</b> (対応する計画目標①排出抑制の推進)		
経済的な発展を妨げることなく、産業廃棄物の排出量を減らすことを第一に指導するとともに、廃棄物処理法等に基づいた適正な産業廃棄物の処理を推進します。		
<b>重点施策1 排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進</b>		
1-1 各種報告書に基づく指導		
産業廃棄物管理票交付等状況報告書(以下「マニフェスト報告書」という。)、処理実績報告書、産業廃棄物多量排出事業者の減量や処理に係る計画書、実施状況報告書等に基づいた適正処理の指導	各種報告書の内容については、受付時や電話等により内容の確認を実施し、必要に応じて適正処理の指導に活用した。	◎
電子マニフェストの普及啓発及びマニフェスト報告書の提出指導の強化	令和2年4月より改正施行される、一部事業者の電子マニフェスト義務化に向け、対象となる特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対し周知を行った。マニフェスト報告書の提出について、広報さっぽろへの掲載や通知文の送付により提出指導を行った。	○
1-2 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進		
事業系廃棄物の排出事業者に対し、一般廃棄物及び産業廃棄物の両側面から、一体的かつ効果的な指導を実施	事業系廃棄物の分別・処理方法等については、ガイドブックを発行しており、適宜最新の情報に改定を行っている。不適正処理が疑われる場合には一般廃棄物及び産業廃棄物両側面から指導を実施した。	◎
1-3 建設工事現場における指導		
建設リサイクル法に係る立入調査等において、元請事業者に対し、産業廃棄物の適正処理を指導するなど、建設工事現場における排出抑制、現場分別及び再生利用を推進	建設リサイクル法の届出のあった元請事業者に対して、立入調査を実施し、廃棄物処理法に基づく適正処理や現場内分別を指導した。	◎
大規模解体工事については、関係部局と連携した立入調査を実施	毎年6月と10月の2回、労働基準監督署、建築安全推進課及び環境対策課と合同で立入調査を実施した。	◎
石綿含有産業廃棄物の排出作業を伴う建築物の解体工事等における、周囲への飛散防止等の観点からの適正な作業(散水や湿潤化等)の指導	建設リサイクル法の届出のあった元請事業者に対して、立入調査を実施し、環境省の建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル等に基づく廃棄物の適正処理を指導した。	◎
1-4 特別管理産業廃棄物(廃石綿等、PCB、感染性廃棄物)の適正処理推進		
廃石綿等の除去・解体工事に係る各種法令等に基づく事前届出制度、本市最終処分場で処分する際の本市独自の事前申込制度を活用した、立入調査等の適正処理指導	特定粉じん排出等作業実施届出書の審査を行っており、除去・解体工事における廃石綿等の一時保管から最終処分までの管理体制を確認することにより、適正処理の指導を行った。	◎
PCB(ポリ塩化ビフェニル)特別措置法に基づいたPCB廃棄物の把握及び立入調査等による適正な保管と処理等の指導	法に基づく届出により、PCB廃棄物・使用製品の把握を行った。これまでは保管事業者に対する定期的な立入り調査を実施していたが、現在は、新たに保管を開始した事業者や未届けの事業者のほか、掘起し調査により保管していることが判明した事業者を重点的に立入り調査を行った。	◎
感染性廃棄物の排出量が多い医療機関への立入調査等による適正な保管と処理等の指導	排出量の多い医療機関に対し、定期的に立入調査を実施し、適正な保管と処理などについて、指導を行った。	◎
1-5 産業廃棄物処理事業者への指導		
収集運搬事業者への立入調査(新規許可及び更新許可申請時等)による適正管理指導	許可申請(新規・更新)時には、事業所の立入調査を行い書類の管理状況や、処理基準や保管基準への適否等について指導を行った。	◎
処分事業者への定期的な立入調査による適正管理指導及び処理施設の状況、維持管理状況等の確認	許可申請(新規・更新)時の立入りに加え、原則年間1回を目途に立入り指導を行った。	◎
産業廃棄物処理施設の維持管理情報等の情報公開	廃棄物処理施設設置者に対し、法に基づく維持管理情報の公開について、適宜指導を行った。	◎
環境保全に配慮した適正処理に係る情報提供、支援	法改正や環境省からの通知等、適正処理に関する情報提供を産業廃棄物ガイドや本市ホームページを活用し、適宜、情報提供を行った。	◎
1-6 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発		
排出事業者や産業廃棄物処理事業者、建設工事関係事業者等各対象に応じた講習会の実施や、将来的な排出抑制等の視点も加えた普及啓発の推進	マニフェスト報告書等の提出時や、解体現場の立入り実施等の機会に、ガイドブックを使用して適正処理の普及啓発に努めた。また、事業者向けの出前講座を開催し、適正処理について普及啓発を実施した。	○
1-7 不法投棄の防止対策推進		
不法投棄監視パトロール員による巡回監視、市民による不法投棄ボランティア監視員制度等による不法投棄や不法焼却等の発見及び適正処理の指導	警察OBによる巡回(4名2班体制)、夜間の委託による巡回(警備会社)、ボランティア監視員、不法投棄に関する協定の締結事業者により、監視体制を構築した。	◎
監視カメラや警告板(のぼり)の設置等による不法投棄等の未然防止	監視カメラ(ダミー含む)の設置を行っているほか、のぼり旗やステッカーを、不法投棄が発生した場所の所有者等に提供し、未然防止を図った。	◎
<b>重点施策2 信頼における優良産業廃棄物処理事業者の育成</b>		
2-1 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用		
産業廃棄物処理事業者に対する制度活用の推進	産業廃棄物ガイド等の刊行物で制度を案内している他、制度活用の相談があった場合個別に助言等を行った。	◎
排出事業者に対する優良産業廃棄物処理事業者の活用促進施策の実施	本市ホームページで優良産業廃棄物処理業者の名簿を公開しており、排出事業者を含め広く市民に情報提供を行った。	◎
生活環境の保全について、地域社会と良好な関係を築くことのできる産業廃棄物処理事業者の育成	優良認定取得に伴い、環境配慮への取組を実施するよう、許可業者に指導した。	◎

重点施策3 非常災害に備えた処理体制の整備			
3-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認	廃棄物処理法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正など社会情勢の変化に応じた非常災害発生時における処理実務運用体制等の構築・維持	平成31年3月に策定された札幌市災害廃棄物処理計画の内容や、平成30年北海道胆振東部地震による災害廃棄物対応での経験を反映して、災害対応マニュアルの改訂作業を実施した。	◎
	公益社団法人北海道産業廃棄物協会との間で締結した「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づく災害時の連絡体制の整備及び情報交換	協定に基づき、同協会の保有する資機材等の調査を毎年実施し、災害時に備え連絡体制の整備や情報交換を行った。	○
	近隣7市町村との間で締結した「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づく災害時の連絡体制の整備及び情報交換	札幌圏廃棄物対策連絡会の定例会の場を活用し、情報交換を行った。	◎
方針2 産業廃棄物の市域内処理の推進 (対応する計画目標：④市域内処理の推進)			
産業廃棄物は、広域的に処理されることもありますが、札幌市では、高い利便性を享受し、多量の廃棄物を排出している都市としての社会的責務の観点から、市域内処理を基本とします。			
重点施策4 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進			
4-1 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進	建設リサイクル法に基づく通知書の提出があった場合は、建設副産物処理計画等を確認するとともに、排出抑制、現場分別及び再生利用の徹底を適宜指導し、市域内処理の推進を図る。	通知のあった建設工事現場を対象に立入を実施し、適正処理、排出抑制及び再資源化等について指導をした。	◎
	建設汚泥を現場内で自己利用する際は、「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」に基づく事業計画書の提出を徹底するよう周知	指導要領に基づき、適切な現場内再利用の指導を行った。	◎
	「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」等に基づき、排出抑制や減量化、再生利用を率先して実行	平成29年8月に改定し、引き続き運用している。	◎
重点施策5 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進			
5-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進等	廃石膏ボードの直接最終処分量の低減に向けた、リサイクル施設の札幌市域内での整備	平成30年11月から、本市リサイクル団地内で廃石膏ボードリサイクル施設が稼働した。	◎
	低炭素社会の実現に向けた、熱回収施設など高度な処理機能を有する焼却施設の札幌市リサイクル団地での整備	平成31年4月から、リサイクル団地内にバイナリ発電を備えた新焼却炉が稼働した。	◎
	新規事業を検討している中間処理や最終処分の事業者に対し、北海道の補助金制度の周知等により支援	平成30年11月から、本市リサイクル団地内で廃石膏ボードリサイクル施設が稼働を開始しており、当該施設は、北海道の補助金制度を利用した。	◎
	民間処理施設の入受状況等を考慮し、市有の処理施設における受入品目の見直しを検討	平成30年度までの民間処理施設及び本市処理施設における受入量等のデータを整理し、受入品目の見直しに係る課題の洗い出しを行った。今後は、受入品目見直しに向けた具体的な動きを整理していく。	◎
	市域内処理を基本としつつ、将来的な道内連携を検討するため、道内既存処理施設を活用した産業廃棄物処理のあり方について、マニフェスト報告書等各種統計データなども活用した調査等を実施	札幌市産業廃棄物排出・処理推計調査・検討業務を実施し、平成30年度における札幌市内の産業廃棄物処理状況について調査を実施した。排出事業者に市域内処理を要請することが困難であり、具体策がないのが現状である。	○
方針3 未活用資源の有効活用の推進 (対応する計画目標：②最終処分量の減量、③再生利用の推進)			
循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の中で再生利用の進んでいないものを「未活用資源」と位置付け、そのリサイクルを推進することで、最終処分量を抑制します。			
重点施策6 直接最終処分量の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援			
6-1 直接最終処分量の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援	廃石膏ボードなどの直接最終処分量の大きい産業廃棄物について、再生利用に関する先進技術、事例等を収集整理し、処理事業者向けに情報提供	令和元年10月に他都市の廃石膏ボード再生施設を視察する等、事例の収集整理を行っている。また、建設系廃棄物の選別処理業者への立入等の機会を活用し、再資源化を進めるための情報提供を行った。	◎
	本市に未活用資源を活用した再生利用施設が新設された場合、排出事業者へ情報提供するなど再生利用施設の活用を促進	平成30年11月から、札幌市リサイクル団地内で廃石膏ボードリサイクル施設が稼働を開始しており、発注部局への情報提供や、本市ホームページを活用した情報提供、リサイクル団地のパンフレットに掲載するなどして活用を促進した。	○
	本市の産業廃棄物の排出、処理状況等について実態調査を実施し、未活用資源を洗い出した上で有効活用策を検討	札幌市産業廃棄物排出・処理推計調査・検討業務を実施し、平成30年度における札幌市内の産業廃棄物処理状況について調査を実施した。調査結果より、未活用資源の洗い出しを行った。今後、未活用資源の活用策の模索が課題である。	△
重点施策7 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進			
7-1 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進	建設リサイクル法が適用されない小規模な工事現場等に対し、建設リサイクル法に準じ現場分別の徹底及び建設副産物再資源化についての指導	建設リサイクル法の届出対象外となる小規模な解体工事等であっても、適正処理状況の確認や産業廃棄物の搬出先の確認を実施した。一部に不適正処理が見られた。このため、廃棄物処理法に基づいた処理の指導を継続して実施していく必要がある。	△
	「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」等を活用した、産業廃棄物の小規模排出事業者に対する分別・リサイクルに関する啓発	事業系廃棄物の分別・処理方法等については、ガイドブックを発行しており、本庁舎・各区役所に配架している。内容についても数年に適宜最新の情報に改定を行った。	○